

平成 2 5 年度 第 2 回 西宮市子ども・子育て会議

**【参考資料集】**

( 参考資料 1、 2 )

## 参考資料集目次

### 【参考資料 1】

- ・国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」・・・・・・・・ 1
- ・「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」・・・・・・・・ 5
- ・西宮市幼児期の教育・保育審議会資料・・・・・・・・ 7
- ・西宮市幼児期の教育・保育審議会答申・・・・・・・・ 12
- ・国の子ども・子育て新システム検討会議作業グループ  
こども指針（仮称）ワーキングチーム第1回資料・・・・・・・・ 13  
（児童の権利に関する条約、子ども・子育てビジョン、幼稚園教育  
要領及び保育所保育指針等）
- ・国の家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書・・・・・・・・ 20

- 【参考資料 2】スケジュール表・・・・・・・・ 22

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（H25.8.6 付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）2ページから9ページ

#### 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量

ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

##### 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化している。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっている。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にある。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっている。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育

児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれる。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期（小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。）に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

## 二 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有している。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である。

とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期をいう。以下同じ。）は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答のかつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。）のうち、おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、

心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

### 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

法を始めとする関係法律において明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。

このような支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではない。むしろ、必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務である。

以上のような子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要である。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要である。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要である。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要である。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。

三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要である。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要である。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものである。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要である。

また、教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同

じ。)を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性及び経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

#### 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、基礎自治体である市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、二に掲げる子どもの育ちに関する理念及び三に掲げる子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。また、国及び都道府県は、市町村の取組を重層的に支える。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められる。

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

### 第3編 計画の基本的な考え方

#### 1. 基本的な視点

##### [1] 子どもの幸せを第一に考えます

次代を担うべき子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

##### [2] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て世代 が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、結婚や子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。

##### [3] まち全体で子どもを育みます

子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、相互に補完することにより、まち全体で子どもを育みます。

この計画書における「子育て世代」とは、これから結婚しようとする人や子育て中の家庭などを含んだ世代を指します。

#### 2. 基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ  
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

### 3. 基本目標

#### 基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

子育てについての悩みや精神的な不安、肉体的・経済的な負担などの軽減に向けた取り組みを子育て支援サービスの充実により各方面から進めます。また、世代間交流やふれあい事業等を通して人と人とのつながりが深まっていくよう、子育てサークルなど地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

#### 基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

妊娠及び出産が希望に沿った形で安全に安心して行えるよう取り組みを進めるとともに、男女がともに協力して生み育てる意識を育みます。また、出産後の育児不安を軽減し、自信とゆとりを持ち安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業をはじめ食育の推進や小児医療の充実などに努めます。

#### 基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、社会の就労環境の変化や多様な就労形態に配慮しつつ、保育サービスの充実を図ります。また、仕事と家庭生活の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、働きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

#### 基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

人間関係の希薄化や規範意識が低下する中で、次代を担う子どもたちが、いのちを大切に、人権を尊重する意識を高め、確かな学びを身につけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、教育環境の充実にも努めます。また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

#### 基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや妊産婦、乳幼児連れの子育て家庭をはじめ、だれもが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まい・まちづくりの誘導、施設整備を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリー化などの推進に取り組みます。

#### 基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

子どもの最善の利益が尊重されるように、虐待、いじめ、不登校などの解消に積極的に取り組むとともに、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策を進めます。さらに、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう取り組みを進めます。

また、障害児施策とりわけ発達障害や、ひとり親家庭への対応など、社会的養護を必要とするすべての子どもへの支援を行います。



1. 格差是正・こども支援部会の報告について<平成23年度の審議経過>

(1) はじめに

平成23年度の「格差是正・こども支援部会」では、諮問6項目のうち、「1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」「4. 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について」「5. 特別支援教育・障害児保育のあり方について」「6. 行政組織・推進体制の一元化」の4項目について、今年度、計6回の部会を開催するとともに、審議会においても部会での整理を踏まえて議論を行ってきました。

諮問項目1...幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割については、“子ども・子育て”環境の中で地域における子育て支援の充実を議論するとともに、幼保小の連携や研修制度のさらなる充実についても検討を行いました。

諮問項目4...保護者負担の格差是正および公費投入のあり方については、認可外保育施設への支援として、待機児童対策としての認証制度以外の支援について、他市の状況や市内認可外保育施設からの要望事項等の調査・集約を行いました。

諮問項目5...特別支援教育・障害児保育のあり方については、特別支援教育ワーキンググループで整理された課題に対して、「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築をめざして、短期と中・長期、継続に分けて検討を行い、段階的な取り組みの具体案や方向性をまとめました。

諮問項目6...行政組織・推進体制の一元化については、国の子ども・子育て新システムの動向も見極めながら、各施設や保護者等へのアンケート調査における意見や近隣市・中核市の状況調査の結果をふまえ、本市における行政組織や推進体制について審議を行いました。

(2) 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)や幼保小の連携、研修制度について

地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)

平成22年度に実施した保護者アンケートの結果や日々目にする現状から、子どもが育つ環境についての検討が必要であるとして、望ましい子ども像と環境整備について検討してきました。

前提として、望むべき教育・保育を、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠し、本市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力をはぐくむ教育・保育とすることが共通理解されました。

幼稚園・保育所という教育・福祉の機関・施設での実現や、家庭や地域が実際に支援を企画実施するときの指針とす

べきと考えます。具体的な内容については、以下のとおりです。

「放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる、子どもをとりまく環境のあり方について検討する」ことを目的

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれての遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性、コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、健康増進
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信

的として、幼稚園教育要領・保育所保育指針をもとにトピック（右表）を洗い出し、その中から、「豊かな自然環境にふれての遊び」に焦点を当て、検討しました。

これは、諮問項目「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」の中で、“地域における子育て支援の充実”を考えていくためのもので、外遊びにおいて自然と触れ合う遊びとそのための環境の開発・整備を、行政ではないNPO等を中心に進めていく必要があります。その取り組みとして、子どもたちが自然とふれ合いながら遊べる環境、大人が関与しなくても遊べる安全な環境、見守る保護者の意識の啓発等が必要になり、その際には、子ども中心の視点が最大限重視されるべきと考えます。なお、「豊かな自然環境にふれての遊び」について一定の整理ができたことから、次に検討するトピックを設定しています。

「豊かな自然環境にふれての遊び」は「環境」領域に中心をおいた遊びですが、他の領域やトピックとの関連も多くあると考えられることから、関連するトピック項目について吟味してみると（下表）ほぼ全領域にまたがるアプローチであったことが確認できます。

領域等	トピック	領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動	生命の保持	生活リズム、健康増進
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり		
環境	豊かな自然環境にふれての遊び	情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる		
表現	社会性、コミュニケーションの基礎		

そこで、「豊かな自然環境にふれての遊び」との関連では網羅できなかったトピックとして、「健康」：食生活、生活習慣、「言葉」：ふさわしい言葉、文化にふれる、「生命の保持」：生活リズムを挙げ、これを発達項目と養護項目に整理し、トピックとして設定するとともに、以下のように関連する遊びやキーワード、取組例を洗い出し、検討してきました。（次年度に2つのトピックを検討予定）なお、4つのトピックについても、「豊かな自然環境にふれての遊び」と同様、他の領域やトピックと多くの点で関連すると考

えられます。

### 食生活にかかる取り組み（第5回部会）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者を巻き込んだ啓発活動</li> <li>・体験を通じた食材や食事作りへの関心の喚起</li> <li>・一緒に食べることの楽しさを味わえるイベントや日常的な場の整備</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外食が多い。ファストフードが増えている。</li> <li>・子どもだけで食べていて、家族と一緒に語らいながら食べる時間が減ってきている。</li> </ul>
キーワード	<p>食材、安全、孤食、お弁当、一緒に、食欲、給食、偏食、おやつ、クッキング、</p>
出された意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校などが中心となって「お弁当の日」を決める。その日は、子どもたちが保護者と一緒にお弁当をつくって持ってきて食べる。幼児も、用意された食事を運んだり、片づけを手伝ったりしたりで参加していく。</li> <li>・象徴的な取り組みで、啓発していく。</li> <li>・在宅の子どもたちの食生活についての実態把握をして、働きかけていく。</li> <li>・在宅の親子が一緒に食事をつくったり食べたりする機会を設ける。</li> <li>・食や食につながる農業などに、保護者とともにかかわれる機会を設ける。</li> <li>・保護者に対する働きかけが大事で、保護者がもっと根本的なところから見直せるような取り組みを地域や行政で行う。短期的に現れる成果ではなく、長期的に次世代を育てていくことに取り組む。</li> <li>・かつての家族が会話したり目を合わせたりしながら、家族の時間を共有して食べているような環境を取り戻す。</li> <li>・一緒に食事をすることが、人の気持ちをほぐすことになる。</li> <li>・障害のある子どもたちの教育・保育からも、食生活を楽しむことは、非常に大事な視点である。</li> <li>・年齢が上がっても崩れないような継続した取り組みが必要。</li> <li>・食材や調理の不安を軽減できる情報提供や啓発活動が必要。</li> <li>・具体的な望む姿や改善すべきところを示していくことが必要。</li> </ul>
あそび	<p>野菜の収穫、花や野菜の水やり、球根・野菜の苗植え、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、花のジュースづくり、色水遊び、染色遊び、造形遊び、粘土遊び、泥団子づくり、砂・土や水の感触遊び</p>

### ふさわしい言葉にかかる取り組み（第6回部会）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本やお話の世界が身近にあって、自然と触れられる環境の整備</li> <li>・本や言葉を大切にすることを、大人が見本として示していく</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭による差や、子ども個人の差が大きい。</li> <li>・小学校以降の本離れの要因を探る必要がある。</li> </ul>
キーワード	<p>絵本、図書館、素話、読み聞かせ、うそっこ、自主性、文字、聞く、やさしい、相手、リスト紹介</p>
出された意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お話のおもしろさを読み取れる子どもに。</li> <li>・図書館を幼稚園・保育所・家庭などがもっと活用できるように。</li> <li>・虚構の世界、うそこの世界、ファンタジーの世界に存分にひたれるように。</li> <li>・強制ではなく、本やお話が、周りに自然にある環境を整備する。</li> <li>・絵本の読み聞かせの充実とともに、素話の聞ける場を整備する。</li> <li>・子どもの自主性を尊重する。</li> <li>・豊かな日常体験と絵本の世界や言葉の獲得との関連に留意する。</li> </ul>
あそび	<p>絵本読み、カード遊び、正月遊び、小動物、ごっこ遊び、ままごと遊び</p>

## 1. 平成24年度格差是正・こども支援WGの審議経過

### (1) はじめに

平成24年度の「格差是正・こども支援ワーキンググループ」では、諮問6項目のうち、「1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」「4. 保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について」「6. 行政組織・推進体制の一元化について」の3項目について、今年度、計4回のワーキングを開催するとともに、審議会においても、ワーキングでの整理を踏まえて議論を行ってきました。

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

・ 子ども・子育て環境（残された2つのトピックの検討）

【諮問4】保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について

・ 認可外保育施設への支援（助成や保育の質の向上のための考え方・基準の具体化）

・ 公費投入のあり方（公立施設の運営経費の見直しや受益者負担の考え方の整理）

【諮問5】特別支援教育・障害児保育のあり方について

【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について

・ 幼保一体化（国の動向も踏まえた西宮市独自の子育て支援体制の整備）

### (2) 子ども・子育て環境（残された2つのトピックの検討）について

平成23年度から検討されてきた望ましい子ども像と環境整備については、今年度は残る2つのトピックについての検討がなされました。

「文化にふれる」取り組み（平成24年10月24日 第1回WG）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者向けの講演会や情報提供、体験の場の設定。</li> <li>・ 大人の語りや子どもとのコミュニケーションを大切にする。</li> <li>・ 豊かな自然を背景に、地域で子育てをする。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者のデジタル化（子どもとの直接的なかかわりの減少）</li> <li>・ 保護者の子育ての不安（習い事に走る風潮）</li> <li>・ 3世代家庭の減少（子育ての相談者の不足）</li> </ul>
キーワード	伝承遊び、童謡、異文化、絵本、行事、季節、言語化、地域、交流、アウトリーチ
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人がお話を直接語るができるように。</li> <li>・ 自然の中でゆったりと子育てができるよう、地域として支える。</li> <li>・ 高齢者との交流ができるように。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子どもと一緒に遊ぶことの良さを啓発する。</li> <li>・10代の子どもや妊娠期間の保護者に対して、子育てのあり方の情報提供や子育て体験の場を設定する。</li> </ul>
あそび	正月遊び、鬼ごっこ、だるまさんがころんだ、雪遊び、縄遊び、はねつき、折り紙、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、染色遊び、野菜の収穫、造形遊び

「生活習慣・生活リズム」にかかる取り組み（平成25年1月15日 第3回WG）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・幼稚園での子どもの生活リズムを大切にする。</li> <li>・ 押し付けや強制的ではなく、有用感のあるものにしていく。</li> <li>・ 体験を重視することで、子どもの成長を促す習慣を共有していく。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の家庭生活の変化（共働き、就寝時刻が遅くなる傾向など）</li> <li>・ 強制にならない進め方</li> <li>・ 幼保小、保護者との連携</li> </ul>
キーワード	家庭、無理強い、自律、しつけ、聞く、座る、走る、あいさつ、片付け、自己責任、協働、感謝、手洗い、うがい、着替え、食事、排泄、集団生活
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実践目標の設定で終わることなく、検証、発信、啓発ができるように。</li> <li>・ 少なくとも、保育所・幼稚園で子ども達のリズムをつくりあげる。</li> <li>・ 父親が子育てに協力し、母子の関係を大切にすることが大切。</li> <li>・ 生活習慣やリズムの強制にならないように、注意していく。</li> <li>・ 外遊びや、小動物・植物への関わりなどの体験を大切にする。</li> <li>・ 自然の中での体験を重視した生活習慣を大切にする。</li> <li>・ 生活習慣の意義を幼保小で共有できるように。</li> </ul>
あそび	ままごと遊び、体操、小動物、花や野菜の水やり

今後、地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)についての議論は、西宮の子ども望ましい子ども像と環境整備のあり方としてまとめ、さまざまな子育て施設や支援の場で活用されることが求められます。

## 2 諮問項目ごとの基本的な考え方

### 【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

～中略～

家庭や地域における子育ての役割については、子どもたちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所である家庭が、子どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

このような中、次代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、家庭・地域等、社会全体で取り組む子育て支援の環境整備が求められています。

幼稚園・保育所・小学校の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性を意識した一貫性のある教育課程の整備が挙げられます。なお、研修については、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げるとともに公立、私立を問わず参加ができるように条件を整備していくことが望まれます。また、市の課題や特性に応じた調査研究は公立、私立の幼稚園・保育所や大学などの専門機関と連携を取りながら進めるべきであり、その成果については広く市民や地域に発信していく必要があると考えます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいた7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境（子ども・子育て環境）をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子どもが自然と触れ合う遊びとそのため環境整備が望まれます。その他にも、生活リズム、食生活、絵本とのふれあいなど、子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発といった取り組みを、すべての保育施設や地域・保護者、さらに母子保健部門との連携のもとに進めていくことにより、保護者の子育てを支援することが求められます。



# 国の子ども・子育て新システム検討会議作業グループこども指針（仮称）ワーキングチーム第1回資料より

## 児童の権利に関する条約（抄）

※1989年国連総会採択・1990年発効、1994年（平成6年）5月16日批准

### 前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的な人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに基づき、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基本的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受け、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び通常の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話が必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

### 第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに資しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

### 第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間の、種族的、民族的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1)に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。



**第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて****○ 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)**

子どもを大切にできる社会をつくりたいと思います。それはわたしたち人間すべてが子どもである時代を経て、大人へと成長する存在だからです。子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもの笑顔があふれる社会は個人の希望や夢を大切にできる社会です。だからこそ社会全体で子どもと子育てを応援していきたいと思っています。

子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります。キッズデザインの普及や、質の高い子どもの居場所づくりは、日本経済の活力にもなりえるのです。わたしたちは子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを国、地方、企業(職域)、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する姿勢を明確に打ち出すことで、豊かな日本社会をつくり続けていきたいと考えています。

また近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルは実に多様化しています。離婚や死別によるひとり親家庭、虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたち、など特別な支援が必要な子どもが増えています。「教育の格差」「子どもの貧困」の問題が懸念されている時代だからこそ、格差や貧困をなくし、その連鎖を防止していくことがわたしたちに求められています。

わたしたちは、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなくてはなりません。

**○ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ**

そもそも、この国は、子どもを生み育てるという希望がかなえられる社会になっているでしょうか。

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきました。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあるのではないのでしょうか。

若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞しているといった現実があります。

これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出すことはできなかったのです。わたしたちは当事者の目線、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通にならえらえるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していかなくてはなりません。

各種の調査によれば、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっています。家庭を築き、子どもを生み育てるという個々人の選択が尊重され、それが実現される社会を築くことが大切です。

子どもと子育てを応援することは、「未来への投資」であり、子ども手当の創設は、その大きな一歩です。子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスとを「車の両輪」としてバランス良く組み合わせて、子ども・若者と子育てを応援する社会をみんなで作り上げていきたいと考えています。

**○ 生活と仕事と子育ての調和**

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事をバラバラに切り離して考えることはできません。さらに、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考えていく必要があります。

例えば、我が国の女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにした際に見られる、いわゆる「M字カーブ」を台形型にしていくことは、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現でもあり、保育サービス等の子育て支援策や、職場や家庭における男女の役割のあり方も密接に関連する課題です。

「子ども・子育て支援」を進める際には、「男女共同参画」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策との密接な連携を図っていく必要があります。

若者の雇いを確保し、出産と子育ての環境を整備すると同時に、男性と女性の仕事と生活の両方を調和させていくことが、安定的で持続可能な経済社会の実現へとつながるものと考えています。

子どもと子育てをみんなで支えるセーフティネットを協力してつくりあげていきたいと思っています。

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、この「子ども・子育てビジョン」は、子どもと子育てを全力で応援します。

19

**第2 基本的な考え方****1. 社会全体で子育てを支える****○ 子どもを大切に**

・どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に対しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指します。

**○ ライフサイクル全体を通じて社会的に支える**

・多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に支えます。

**○ 地域のネットワークで支える**

・地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として地域のネットワークで支えるとともに、地域の再生を目指します。

**2. 「希望」がかなえられる****○ 生活、仕事、子育てを総合的に支える**

・結婚や出産は個人の決定に基づくものであることは言うまでもありません。個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、子どもを生み育てることに夢を託する社会を目指します。

**○ 格差や貧困を解消する**

・子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっています。

・親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指します。

**○ 持続可能で活力ある経済社会が実現する**

・男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

・若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、活力ある社会が実現します。

・将来世代に負担を先送りするのではなく、社会全体に必要な費用を賄うための負担を行っていくことが必要です。

・我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と最低を記録し、平成20年には1.37と3年連続で上昇しましたが、この動きが確固たるものになれば、少子化の流れが反転し、人口の急激な減少スパイラルからの脱却が図られます。

※結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75程度になるものと試算されています。

20



### 第3 3つの大切な姿勢

#### 1. 生命（いのち）と育ちを大切にす

『一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にします』

##### ○ 妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援を進めます

- ・安心して妊娠・出産できる家庭、地域、社会をつくり、生まれてくる子どもたちを歓迎できるよう、妊婦健診や周産期医療など、安心・安全なお産ができる環境整備や支援を進めるとともに、生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を図ります。
- ・子どもたちの健康を守り、親の不安を軽減するため、小児医療の充実を図ります。
- ・子どもが欲しくてもできない方々の悩みや苦しみを少しでも軽減するため、男女を問わず、不妊治療への支援を進めます。

##### ○ 子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保します

- ・教育を含む子育て負担の軽減を図りつつ、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える観点から、「子ども手当」を創設し、高校の実質無償化に取り組みます。

#### 2. 困っている声に応える

『子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えます』

##### ○ 保育所に入れない子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるよう環境整備を進めます

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。
- ・放課後児童対策について、必要とする人がサービスを受けられるよう量的な整備とともに、質の改善を図ります。

##### ○ 一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます

- ・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当等）の充実を図ります。
- ・障害のある子どもが他の子どもたちと同じように健やかに育っていきける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めます。
- ・児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。
- ・多様な家庭や家族の形態に応じて、また、定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちについて、権利擁護ときめ細かな支援を行います。

#### 3. 生活（くらし）を支える

『若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えます』

##### ○ 子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにします

- ・社会経済情勢や雇用構造の変化を踏まえ、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援など、「人生前半の社会保障」の充実を図り、若い世代の生活基盤を支えます。
- ・ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援については、新たに制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の展開を図ります。

##### ○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めます

- ・政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」を着実に実行に移し、社会全体として働き方の見直しを進めます。
- ・とりわけ若者など就労による経済的自立が可能な働き方ができる社会、結婚や出産、子育てに関する希望が実現される社会、性や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって様々な働き方や生き方が選択できる社会を目指します。

※「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく「大綱」として定められたものである。

# 児童憲章

制定日：昭和26年5月5日

制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 幼稚園教育要領及び保育所保育指針

		幼稚園教育要領(告示・大綱化)	保育所保育指針(告示・大綱化)
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通じた指導	遊びを通して指導の中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特性にに応じた教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	<p>「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成</p> <p><b>健康</b>：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p> <p><b>人間関係</b>：他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかわる力を養う。</p> <p><b>環境</b>：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p><b>言葉</b>：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p><b>表現</b>：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>	<p>「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成</p> <p><b>健康</b>：健康な心と体を育て、自ら健康で安心な生活を作り出す力を養う。</p> <p><b>人間関係</b>：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p> <p><b>環境</b>：周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れて行こうとする力を養う。</p> <p><b>言葉</b>：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p><b>表現</b>：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p>

※ 「幼稚園教育要領」は教育内容に関することを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営(保育所における自己評価等)について定めている。なお、幼稚園における学校評価等は学校教育法施行規則等に規定されている。

※ 「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。



## 幼児期の教育の特質

### 「環境を通して行う教育」を基本とする

- 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開（幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく）
- 遊びを通しての指導を中心として幼稚園教育要領・保育所保育指針に示すねらいが総合的に達成されるようにする（「遊び」は、幼児にとって重要な「学び」）
- 一人一人の発達の特性に応じる

※環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

## 発達の側面からまとめた5つの領域

### <心身の健康に関する領域>

**健康**：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

### <人とのかかわりに関する領域>

**人間関係**：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

### <身近な環境とのかかわりに関する領域>

**環境**：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

### <言葉の獲得に関する領域>

**言葉**：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

### <感性と表現に関する領域>

**表現**：感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

## 保育所における保育の特色① 子どもの発達に応じた保育

乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期であることから、保育所での保育に当たっては、


- 子どもの発達の特性や発達過程を理解し、**発達及び生活性の連続に配慮すること**
- 子どもと生活や遊びを共にする中で、**一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うこと**が求められる。

### 保育を行うに当たり理解し、留意すべき事項

- (1) **人への信頼感が育つ時期であること**  
子どもは周囲の大人から人間として尊重され、愛されることで人への信頼感を育んでいく。
- (2) **周囲の環境に関わる大切であること**  
子どもの発育にとって、自発的、主体的に周囲の環境と関わるのが重要。
- (3) **子ども同士の関わりが大切であること。**  
子どもは、他の子どもとの関わり合いの中で、身体的・知的な発達と共に、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。
- (4) **発達には個人差があること**  
乳幼児期は、心身の発達の個人差が大きく、十分な配慮が必要。
- (5) **子どもは遊びを通して育つこと**  
子どもは遊びを通して、仲間との関係を育み、個としても成長するものであること。
- (6) **生きる力の基礎を養う時期であること**  
乳幼児期は、多様な経験を通して、生涯にわたって生きていくために必要な力を培う時期であること。


## 保育所における保育の特色② 保育のねらいと内容

### 養護に関わる保育のねらいと内容

<p><b>保育のねらい</b></p> <p>①生命の保持 快適・健康・安全に生活できる 生理的欲求が満たされる 等</p> <p>②情緒の安定 安定感を持って過ごせる 自分の気持ちを安心して表せる</p>		<p><b>保育の内容</b></p> <p>①生命の保持 一人一人の状態を的確に把握する 家庭や嘔吐医と連携を密にする 清潔な環境を整える 等</p> <p>②情緒の安定 子どもを一個の主体として尊重する ふれあいや言葉がけを行い、保育士との信頼関係を築く 子どもの生活リズム、保育時間等に応じて活動のバランスを図る 等</p>
--	---	---

### 基礎となり、支え合いながら保育を実施

### 教育に関わる保育のねらいと内容

<p><b>保育のねらい</b></p> <p>①健康 健康な心と体を育てる</p> <p>②人間関係 自立心を育て、人と関わる力を養う</p> <p>③環境 周囲の環境に主体的に関わり、生活に取り入れる力を養う</p> <p>④言葉 言葉に対する感覚や、表現力を養う</p> <p>⑤表現 豊かな感性や表現する力を養い、創造性を裕にする</p>		<p><b>保育の内容</b></p> <p>①健康 十分に体を動かし、進んで戸外で遊ぶ 衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分で行う 等</p> <p>②人間関係 保育士や友達との関係の中で、共感したり協力したりする 自分で考え、自分でできることは自分で行う 等</p> <p>③環境 生活や遊びの中で、周囲の環境に興味をもって関わる 自然など身近な事象に関心、親しみを持つ 等</p> <p>④言葉 保育士との関わりの中で、自ら言葉を使おうとする 経験や疑問を、自分なりの言葉で表現する 等</p> <p>⑤表現 生活の中で、様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りを感じて楽しむ 様々な出来事に触れ、イメージを豊かにし、それを表現する 等</p>
---	---	---

12



## 保育所における保育の特色③ 健康と安全

- 子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育における基本となる。
- そのため、一人一人の健康状態・発達状態を、保護者と連携しながら把握し、子どもの心身の健康の保持増進を図ることが求められる。
- また、保育所は子どもが集団で生活する場であり、保育所における健康と安全は、「一人一人の子どもの健康と安全」に加え、「集団の子どもの健康と安全」から成り立っている。
- さらに、子どもの健康と安全を大人の責任において守るのみならず、子ども自らが、健康と安全に関する知識と技術を身につけていくことも求められる。
- 保育所保育指針においては、子どもの健康の安全を保つため、以下の観点から、保育所において行うべき取組について具体的に定めている。
  - ・ 子どもの健康支援
  - ・ 環境及び衛生管理並びに安全管理
  - ・ 食育の推進
  - ・ 健康及び安全の実施体制等

## 保育所における保育の特色④ 保護者に対する支援

### ◆ 保育所における保護者支援の必要性

- 保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を活かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。
- 保育所は、その特性を活かし、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭の支援について、積極的に取り組むことが求められている。

### ◆ 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

## Ⅱ 家庭教育支援のあり方

---

### 1 基本的な方向性

#### (1) 親の育ちを応援する

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが「生きる力」の資質や能力を身につけていく基礎をつくることから、子ども自身が持つ発達する力をサポートするような適切な家庭教育を受けることは、すべての子どもにとって重要です。しかし、子どもを持つ親が、子どもをどう育てていくかということを、初めから知っているわけではなく、発達段階に応じた子どもとのかかわり方についての学習が必要です。

家庭教育は親子という私的な関係を通じて行われるとみられがちですが、同時に社会の形成者としての子どもを教育するという社会的な側面もあります。

このため、家庭教育を個々の家庭の努力のみに委ねることなく、担い手である親が学んでいくことを社会として支えていくことが必要です。

親の親としての学びや育ちを応援することが、家庭教育支援の基本です。

その際、親の元気や子どもを育てようという気持ちがまず大切であり、子育てを楽しむことや親自身の人間としての成長を支えていくことが重要です。

なお、家庭生活の営み自体に課題を抱えている家庭では、親子が日常生活をともにする中で行われる自然な家庭教育を困難にしていることがあります。家族の愛情と信頼に基づく、安らぎのある楽しい家庭をつくるのが、家庭教育の環境として最も大切なことです。家族間のコミュニケーションや家事についての協力・工夫など、家庭生活の営みについての学びの応援も家庭教育の支援の一環として取り組んでいくことが求められています。

#### (2) 家庭のネットワークを広げる

家庭が小家族化・核家族化し、親族とのつきあいや地域の人間関係が弱くなっている社会環境の変化を踏まえ、子育て家庭の人間関係を広げていくことが必要です。親にとって、同じ悩みを抱える親や子育ての先輩など、当事者と同じ立場で課題を考えることができる身近な人とつながることで、安心して子どもとのかかわることができるようになります。親の学習活動は、こうした地域のつながりがある環境の下で行われていくことが重要です。

また、親子が家庭に閉じることなく、外に開かれ、地域や学校とのかかわりを持ち、必要なときには地域のサポートを活用できるように応援していくことが大切です。親の人間関係の広がりや、子どもにとっても、地域の大人との豊かなかかわりを広げます。



### (3) 支援のネットワークを広げる

親子と地域とのつながりをつくり、親の学びや育ちを応援する家庭教育支援の取組を進めていくに当たっては、親に対して気軽に相談に乗ったり、きめ細やかな助言を行う等の「子育てサポーター」等の地域人材が重要な役割を担います。また、地域における家庭教育支援活動の企画・運営、コーディネートや地域人材の資質向上等を担う「子育てサポーターリーダー」等の人材も重要です。

さらに、家庭の抱える複雑な課題に対応していくためには、身近な人材による支援にとどまらず、必要なときには、専門家や専門機関・団体等による支援につないでいく仕組みをつくる必要があります。このためには、家庭教育の支援の取組を、学校や地域における、NPO等による様々な教育支援活動の取組と連携しながら進めていくとともに、教育分野の取組と保健福祉分野の取組の連携・協力を図る仕組みづくりが重要です。

## 2 重要な視点

### (1) 親の主体性を尊重し、支援の循環を生み出す

親が自ら課題解決をしていくことができるような学びの機会が確保されることが必要です。こうした親の主体性を尊重した学びによって、親が主体的に子育てや社会参画する意欲が高まり、親自身が育ち、支え合いや、支援された者が今度は支援する者になるなど、支援の循環が生まれていきます。

### (2) 子どもも家庭や社会の一員として役割を持つ

家庭教育支援の目的は、親の支援を通じて、子どもの育ちを支えていくということにあり、人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から、家庭教育の支援活動を行うとともに、学校や地域の関係者が協力をしていく必要があります。特に子どもが社会の一員としての自覚を持ち、自立した人間として育つためには、子どもも家庭や社会の一員としての役割を発達段階に応じて持ち、人の役に立つ喜びを実感し、自己肯定感を高めていけるような経験を増やしていくことが重要です。また、親やまわりのサポートでは、子ども自らが必要な力を獲得していくため、子どもの主体的な関わりを重視することが大切です。

### (3) 子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域づくり

未来の地域づくりの担い手である子どもたちの育ちを地域で支えることが、地域コミュニティの創造や地域の活性化につながっていきます。地域住民、子育て支援団体、NPO、企業など、地域の多様な主体が参画し、祖父母世代から将来親になる世代まで、多様な世代がかかわり、子育て家庭を支える人間関係とシステムを持つ地域をつくる視点が重要です。





出原委員からのご意見（西宮市の「子ども像」）

西宮市の子どもたちは、

- ・一人ひとりの命・個性が大事にされ、家族や街のみんなに愛されて育ちます。
- ・山・森・川・海と豊かな自然環境の中で遊び、健康な心身を育みながら豊かな感性を養います。
- ・友だちと豊かな経験をする中で、みんなと協調しながら夢と希望を育みます。
- ・いろいろな人、物との出会いを喜び、感謝の心を持ちます。

このような姿を、理想的な「西宮市の子ども像」と考えて「子ども・子育て会議」を進めていきます。